

平成 28 年度

第 1 回 東京都教員育成協議会

平成 29 年 2 月 17 日（金）
第二本庁舎 31 階 特別会議室 22
午前 10 時 00 分から 12 時 00 分まで

< 次 第 >

- 1 挨拶
教育長 中 井 敬 三
- 2 東京都教員育成協議会運営規則について
- 3 教育公務員特例法等の一部改正について
教育庁総務部教育政策課長 岡 部 渉
- 4 東京都教員育成協議会の設置について
教育庁指導部企画推進担当課長 榎 並 隆 博
- 5 東京都教員育成協議会における協議事項等について
教育庁指導部企画推進担当課長 榎 並 隆 博
教職員研修センター企画部企画課長 佐 藤 聖 一

< 資料一覧 >

- 1 〔資料 1〕 東京都教員育成協議会委員名簿
- 2 〔資料 2〕 東京都教員育成協議会運営規則（案）
東京都教員育成協議会事務局名簿（案）
- 3 〔資料 3〕 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）
- 4 〔資料 4〕 東京都教員育成協議会設置要綱
- 5 〔資料 5〕 東京都教員育成協議会作業部会名簿（案）
- 6 〔資料 6〕 東京都教員育成協議会の協議事項等について（案）
- 7 〔資料 7〕 小学校教諭教職課程カリキュラムについて（案）

- 8 （参考 1） 教育公務員特例法等の一部を改正する法律
- 9 （参考 2） 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（プレゼン資料）
- 10 （参考 3） 教育公務員特例法抜粋
- 11 （参考 4） 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- 12 （参考 5） 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（素案）
- 13 （参考 6） 教員育成指標の例
- 14 （参考 7） 小学校教諭教職課程カリキュラムについて（平成 22 年 10 月）
- 15 （参考 8） 小学校教諭教職課程カリキュラムについて〔解説編〕（平成 22 年 10 月）
- 16 （参考 9） 小学校教職課程学生ハンドブック（平成 28 年 3 月）

「教員育成協議会」名簿

【協議会】

| | | 職 | 氏名 | 備考 |
|----------|-----------------|---------------------|--------|------------|
| 関係大学 | 東京学芸大学 | 東京学芸大学 副学長 | 佐々木 幸寿 | |
| | 東京地区教職課程研究連絡協議会 | (会長校) 玉川大学 教授 | 森山 賢一 | |
| | 教職大学院関係大学 | 帝京大学 教授 | 高橋 勝 | |
| | 教師養成塾関係大学 | 国土館大学 教授 | 藤井 千恵子 | |
| 明星大学 准教授 | | 小林 幹夫 | | |
| その他 | 区市教育委員会教育長 | 特別区教育長会 | 矢下 薫 | (台東区) |
| | | 東京都市教育長会 | 坂田 篤 | (清瀬市) |
| | 中核市教育委員会 | 八王子市教育委員会 指導担当部長 | 山下 久也 | |
| | 校長会 | 小学校長会 | 野村 友彦 | (東秋留小学校) |
| | | 中学校長会 | 上原 一夫 | (上野中学校) |
| | | 高等学校長協会 | 竹村 恭一 | (板橋有徳高等学校) |
| | | 特別支援学校長会 | 朝日 滋也 | (永福学園) |
| 教育庁 | 教育監 | | 伊東 哲 | 会長 |
| | 総務部 | 総務部長 | 早川 剛生 | |
| | 指導部 | 指導部長 | 出張 吉訓 | 副会長 |
| | 人事部 | 人事部長 | 江藤 巧 | |
| | 教職員研修センター | 研修部長 | 増渕 達夫 | |

平成 29 年 2 月 日
協議会決定

（目的）

第 1 この規則は、東京都教員育成協議会設置要綱第 8 に基づき、東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

第 2 協議会に会長をおき、教育庁教育監の職にある者をもって充てる。

2 会長は協議会を主宰し、会務を総括する。

3 協議会に副会長をおき、教育庁指導部長の職にある者をもって充てる。

4 副会長は会長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

（事務局）

第 3 協議会の検討事項の整理等事務を処理するために、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、教育庁指導部指導企画課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局に副事務局長を置き、教育庁指導部企画推進担当課長及び東京都教職員研修センター企画部企画課長の職にある者をもって充てる。

4 事務局は、別紙に掲げる職にある者で構成する。

（作業部会）

第 4 会長から指示のあった事務等を処理するために、協議会に作業部会をおく。

2 作業部会に部会長を置き、教育庁指導部主任指導主事の職にある者を充てる。

（会議及び会議記録）

第 5 会議に係る資料、会議記録は、原則として公開とする。

附則

（施行日）

この規則は、平成 29 年 2 月 17 日から施行する。

【事務局】（案）

| | | 職 | 氏名 | 備考 |
|-----|------------|-----------|-------|-------|
| 教育庁 | ○総務部 | 教育政策課長 | 岡部 渉 | |
| | | 企画担当課長 | 秋田 一樹 | |
| | ○指導部 | 指導企画課長 | 冠木 健 | 事務局長 |
| | | 企画推進担当課長 | 榎並 隆博 | 副事務局長 |
| | | 主任指導主事 | 稲垣 達也 | |
| | ○人事部 | 選考課長 | 落合 真人 | |
| | | 職員課長 | 滝沢 毅 | |
| | | 主任管理主事 | 平田 英司 | |
| | ○教職員研修センター | 企画部企画課長 | 佐藤 聖一 | 副事務局長 |
| | | 研修部教育開発課長 | 栗原 宏成 | |
| | | 主任指導主事 | 清野 正 | |

28 文科初 第1158 号 平成28 年11 月28 日
文部科学省 初等中等教育局長 藤原 誠

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成28 年11 月28 日法律第87 号をもって公布されました。（略）

記

第一 改正の趣旨

改正法は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、10 年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり、必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教職員支援機構に改める等の措置を講ずるものである。

第二 改正の概要

（1）教育公務員特例法の一部改正

1 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、2 の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。こと。（第22 条の2 関係）

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。とともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ4 の協議会において協議するものとする。こと。（第22 条の3 関係）

3 教員研修計画

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとする。こと。（第22 条の4 関係）

4 協議会

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。とともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成するものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。こと。（第22 条の5 関係）

5 中堅教諭等資質向上研修

10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとする。 (第24条関係)

(2) 教育職員免許法の一部改正関係

1 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとする。 (第4条第6項関係)

2 独立行政法人教職員支援機構への事務の移管

文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務 (以下「認定等事務」という。) を、独立行政法人教員研修センターが改組され、新たに機能強化が図られることとなる独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとする。 (第9条の3、第16条の2及び別表第3備考関係)

3 中等教育学校の教員の免許状に関する経過措置の改正

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ中等教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとする。 (新法附則第16項関係)

4 免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合

普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとする。 (別表第1、別表第2、別表第2の2及び別表第4関係)

(3) 独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

独立行政法人教員研修センターの名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに (2) の2の認定等事務を追加すること。 (第2条、第3条及び第10条関係)

(4) 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年4月1日から施行するものとする。ただし、外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設及び中等教育学校の教員の免許状に関する経過措置の改正に係る改正規定については公布日から、独立行政法人教職員支援機構への事務の移管に係る改正規定については平成30年4月1日から、免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合に係る改正規定については平成31年4月1日から施行するものとする。 (改正法附則第1条)

- 2 文部科学大臣は、この法律の施行の日前においても、指針を定めることができるものとする。
(改正法附則第 2 条)
- 3 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。(改正法附則第 3 条から第 12 条まで及び改正法附則第 16 条関係)
- 4 その他関係法律について所要の改正等を行うこと。(改正法附則第 13 条から第 15 条まで関係)

第三 留意事項

(1) 教育公務員特例法の一部改正

1 教育公務員特例法施行令等について

教育公務員特例法の一部改正に係る留意事項については、今後、教育公務員特例法関係政省令の整備等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針については、教育委員会等、学校教育関係者の意見も踏まえつつ、今年度中に指針を策定する予定であること。

(2) 教育職員免許法の一部改正関係

1 教育職員免許法施行規則等について

教育職員免許法の一部改正に係る留意事項については、今後、教育職員免許法関係省令の一部改正等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

2 外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設

小学校における外国語の特別免許状の授与に当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとする。各都道府県においては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」(平成 26 年 6 月 19 日付け 26 初教職第 6 号教職員課長通知)を踏まえ、域内の市町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を行うよう努めること。

(3) 独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正関係

独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正に係る留意事項については、今後、独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法関係政省令の整備等を行う際、その内容等と併せて別途通知する予定であること。

東京都教員育成協議会 設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、関係大学等と東京都教育委員会が教員の育成ビジョンを共有し、教員の養成やキャリアステージに応じた資質・能力の向上に係る事項の調整及び協議を図る場としての東京都教員育成協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 校長及び教員としての資質に関する指標に関する事項
- (2) 教員の養成に関する事項
- (3) 教員の資質・能力の向上に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第3 協議会は、教員の研修や資質向上に関係する大学の教授等、東京都内区市町村教育委員会教育長、東京都公立小・中学校長、東京都立学校長及び東京都教育庁関係者により構成される委員をもって構成する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

(臨時委員)

第4 第3に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者を、臨時委員に充てることができる。

(委員任期)

第5 委員の任期は1年とし、委員の再任は妨げない。なお、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6 協議会は、必要に応じて関係者等の意見を聴取することができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、教育庁総務部教育政策課及び人事部職員課の協力を得て、教育庁指導部指導企画課及び東京都教職員研修センター研修部教育開発課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

(教育公務員特例法の一部改正に伴う特例)

- 2 この要綱により設置された協議会は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）の施行の日（以下「施行日」という。）において教育公務員特例法（昭和 24 年法律 1 号）第 22 条の 5 に規定する協議会とみなす。
- 3 第 2（1）に規定する指標は、施行日において教育公務員特例法第 22 条の 3 に規定する指標とみなす。

(任期の特例)

- 4 この要綱の施行の日以降、第 3 第 2 項の規定より、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第 5 の規定にかかわらず、その委嘱又は任命の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

【教職課程カリキュラム】作業部会（案）

| | | 職 | 氏名 | 備考 |
|--|------------|---------------------------|-------|-----|
| | ○指導部 | 企画推進担当課長 | 榎並 隆博 | |
| | | 主任指導主事 | 稲垣 達也 | |
| | | 指導主事 | 明石 典子 | |
| | | 指導主事 | 鈴木 太郎 | |
| | ○教職員研修センター | 企画課長 | 佐藤 聖一 | |
| | | 授業力向上課長 | 堀田 直樹 | |
| | | 教育開発課長 | 栗原 宏成 | |
| | | 主任指導主事 | 清野 正 | 部会長 |
| | | 研修部授業力向上課 統括指導主事 | 長町 正弘 | |
| | | 研修部授業力向上課 統括指導主事 | 守屋 光輝 | |
| | | 研修部教育開発課 統括指導主事 | 吉川 正 | |
| | | 研修部教育開発課 (人材育成) 統括指導主事 | 高瀬 智子 | |
| | | 研修部教育開発課 (人材育成) 統括指導主事 | 山本 浩司 | |
| | | 企画部企画課 統括指導主事 | 小須田哲史 | |

【教員育成指標】作業部会（案）

| | | 職 | 氏名 | 備考 |
|--|------------|------------|-------|-----|
| | ○人事部 | 主任管理主事 | 平田 英司 | |
| | | 管理主事（都立） | 平林 信彦 | |
| | | 管理主事（小中） | 瀧田 健二 | |
| | ○指導部 | 企画推進担当課長 | 榎並 隆博 | |
| | | 主任指導主事（企画） | 稲垣 達也 | 部会長 |
| | | 統括指導主事（義務） | 秋田 博昭 | |
| | | 統括指導主事（高指） | 小林 靖 | |
| | | 指導主事 | 明石 典子 | |
| | 指導主事 | 鈴木 太郎 | | |
| | ○教職員研修センター | 企画部企画課長 | 佐藤 聖一 | |

教員育成協議会 協議事項等（案）

資料6

| | ～10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 7月 | 9月 | 10月 | |
|---------|--|-------------------------------|--------------------------|----------------------------------|-------|-----------------------------------|----------------------------|-------|-------|----|-------|--|
| 国の動向 | 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」中教審 H27.12 答申 「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」文科省 H28.8 設置 | 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」11.28 公布 | | | | | 「教育公務員特例等の一部を改正する法律」4.1 施行 | | | | | |
| | | | 「教員育成指標の策定に関する指針」 討開始 | 「教員育成指標の策定に関する指針（素案）」 公表 1.17 | | 「教員育成指標の策定に関する指針」 文科大臣 3.31 策定 | | | | | | |
| 教員育成協議会 | 教員育成協議会 | 組織案検討 | | 委員へ依頼 | 【第1回】 | | | 【第2回】 | 【第3回】 | | 【第4回】 | |
| | 教員育成指標 | | | | | | | 協議① | 最終 | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| 構成 | 関係者 | 関係者 |
|----|------|---|
| | 任命権者 | ○教育庁教育監 |
| | 関係大学 | ○東京学芸大学 ○東京地区教職課程研究連絡協議会 ○教職大学院関係大学 ○教師養成塾関係大学 |
| | その他 | ○区市教育委員会教育長 ○中核市教育委員会 ○小・中・高・特支学校長 |
| | 教育庁 | ○総務部 ○指導部 ○人事部 ○教職員研修センター |

| | | 必要性 | | 協議内容例 | | |
|------|-------|-----------------|---|--------------------|-------------------------------|--------------------|
| | | 必要性 | 協議内容例 | 協議内容例 | 協議内容例 | |
| 協議内容 | 主要議題例 | 教員育成指標の策定 | 身に付けるべき資質や能力を明確化し、教育委員会と大学その他の関係者が教員の育成ビジョンを共有する。 | ・教職キャリア全体を俯瞰 | ・キャリアステージに応じて身に付けるべき資質や能力の明確化 | |
| | | 教職課程カリキュラムの改訂 | 学校現場が直面している新たな課題を解決する力を身に付けるために必要なカリキュラム内容を提示する。 | ・英語教育や道徳教育などの教科等指導 | ・発達障害等、多様性の尊重と共生社会 | ・貧困や虐待などの社会問題と学校教育 |
| | | 学校インターンシップの制度化 | 学生が早い時期から中長期間、定期的に、部活動や学校行事、事務作業など、教員の幅広い仕事を体験する。 | ・受入校、教委、大学との連携体制構築 | ・実習プログラムの作成 | ・大学による学生への適切な指導 |
| | | 現職教員の大学への派遣の制度化 | 学級経営の実際など、大学では実践的に学ぶ機会が設定しにくい内容を、現職教員が講義や模擬授業を行う。 | ・派遣校、教委、大学との連携体制構築 | ・シラバスの作成などによる質の担保 | ・教員の資質向上のための支援策 |
| | | 教員採用選考の改善 | 優秀な教員を確保するため、求める教員像を明確かつ具体的に示し、選考方法の工夫を行う。 | ・専門性の高い教員を確保する採用方法 | ・多様な人材の確保の方策 | ・教師養成塾等の特別選考の在り方 |

案

**小学校教諭教職課程
カリキュラムについて
(改定版) 0210**

平成 29 年 月
東京都教育委員会

はじめに 「小学校教諭教職課程カリキュラム」改定に当たって

(1) 平成22年10月に策定したカリキュラムについて

- 東京都教育委員会は、平成22年10月に教員の資質向上を「養成段階・採用選考・採用後の育成」の一体ととらえ、総体として資質向上施策の充実を図る必要性があることから、「小学校教諭教職課程カリキュラム」を策定し、教員養成段階の学生が身に付けるべき「最小限必要な資質・能力」を示した。
- 本カリキュラムは、教師の大量退職、大量採用の状況が続く中、社会状況や子供を取り巻く環境の変化等を背景に、学校教育における課題が一層多様化する中、新規に採用される教師に実践的な指導力を身に付けることを目的とした。

(2) カリキュラム改定の背景

- 本カリキュラム策定から6年が経過し、我が国においては、学習指導要領の改訂や教育公務員特例法の改正の動きとともに、様々な教育課題が高度化、複雑化している現状がある。新人教員が、教育公務員として必要な最低限の知識や、学校組織の一員として喫緊の教育課題に対応し、適切に問題解決できる資質・能力を学部段階から身に付けさせる必要があるため、このたび、「小学校教諭教職課程カリキュラム」を改定することとした。

(3) 改定の必要性

- いじめ問題、不登校対策、食物アレルギー疾患対応をはじめとする、多様な教育課題の現状を理解するとともに、公立学校に在籍する子供の実態を適切に捉え、子供や学校、社会が直面する課題への対応力を身に付けさせる必要があること。
- 新たな教育施策の推進に主体的に対応するとともに、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や、道徳教育、英語教育、オリンピック・パラリンピック教育を推進し、未来を切り拓く資質・能力をもつ子供を育成する能力を身に付ける必要があること。
- 教科の専門性や、児童・生徒・同僚とのコミュニケーション能力を高めるとともに、教育公務員としての自覚と、組織人としての基礎を身に付けさせる必要があること。
- 若手教員の服務事故が増加していることから、未然防止を図るため、服務の厳正を徹底する必要があること。
- 学び続ける教員を育成するため、養成段階から、教育委員会の施策及び指導主事の職務やその意義について理解し、自らのキャリア形成について考えられるようにする必要があること。

(4) カリキュラムの特色

- 小学校教師としての「最小限必要な資質・能力」を、「教師の在り方に関する領域」「各教科等における実践的な指導力に関する領域」「教育課題への対応に関する領域」「学級経営に関する領域」の4領域に再編成することとした。

また、領域ごとに「到達目標」と「具体的な教師の姿」を示し、育成すべき資質・能力を明確化した。

「到達目標」については、小学校の教師として求められる資質・能力であり、「具体的な教師の姿」については、求められる資質・能力を、「意欲・態度」（教師になりたいと思う熱意と使命感、真摯に教職課程を学ぼうとする態度）「知識」（教師として職務を遂行するために必要な知識）「実践的指導力」（学校組織の一員として実際に子供を指導する力）の3観点に整理し、それぞれ具体的に明記した。

- 実践的な指導力が身に付く効果的な教育実習を行うために、教育実習の指導を4領域と関連付け、指導内容を明記して学生が大学の学びを教育実習で生かせるようにするとともに、実習評価票（学生用・大学用）を示すことで、大学が小学校と一層連携して教育実習を行うことができるようにした。
- 大学4年次に履修する「教職実践演習」については、学生や、大学が習得状況を確認することができるように到達目標を示したチェックシートを付け、学生一人一人の課題がより明確になるようにした。

また、「カリキュラム編成モデル」を示し、領域別に示された資質・能力と教育職員免許法に基づく各科目との関連を明確にしたカリキュラムマップを示した。

(5) 構成

- 本カリキュラムの最初に「Ⅰ 東京都教育委員会が求める教師として最小限必要な資質・能力」の4領域を置いた。4領域には各領域に含まれる項目と、「到達目標」と「内容」を示した。この「内容」を「Ⅱ 教育実習」「教育実習成績評価票（例）」「Ⅲ 教職実践演習チェックシート」「Ⅳ カリキュラム編成モデルの例示（カリキュラムマップ）」にすべて反映させた。
- 「Ⅳ カリキュラム編成モデルの例示（カリキュラムマップ）」には、「東京都教育委員会が特に求める指導内容」を参考として例示した。

大学においては、それぞれの理念や「育てたい教師像」をもとに、本カリキュラムを反映させた教員養成カリキュラムを編成することにより、教師志望の学生を十分な資質・能力をもつ小学校教諭として養成し、小学校教育の向上に資することを大いに期待する。

I 東京都教育委員会が求める教師として最小限必要な資質・能力

領域1 「教師の在り方に関する領域」

(1) 教育に対する使命感と豊かな人間性

到達目標

子供に対する深い愛情と教育者としての自覚と責任をもち、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けている。

● 具体的な姿

- ① 子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ② 教育者としての使命感と責任感をもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ③ 子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(2) 教師として必要な教養

到達目標

教師として必要となる幅広い教養や礼節を身に付けるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける態度を身に付けている。

● 具体的な姿

- ① 身だしなみや立ち居振る舞い、言動など、小学校教師に求められる礼節を身に付けている。〔意欲・態度、知識〕
- ② 各教科等の指導内容に関わる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識〕
- ③ 常に新しい情報に基づく国内外の政治や経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、幅広い教養を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(3) コミュニケーション能力と対人関係力

到達目標

教師に必要なコミュニケーション能力を身に付け、児童、保護者、地域住民、同僚等との間に適切な人間関係を築くことができる。

● 具体的な姿

- ① 他者とのコミュニケーションを上手に図ることができる能力について理解し、適切にコミュニケーションを図るとともに、自らのメンタルヘルスについて留意している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや相手を思いやる姿勢など、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 上司や同僚に、適切に報告・連絡・相談をしたり、保護者や地域住民からの相談にのったりすることができる能力を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(4) 学校教育に関する法令等と学校教育の役割

到達目標

学校教育に関する法令等や教育委員会の教育目標等から学校教育の役割を理解し、法的根拠を踏まえて判断し、行動することができる。

● 具体的な姿

- ① 学校教育に関する法令等の基本的な内容を理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 学校教育に関する法令等を教育委員会の教育目標等と関連させ、学校や教育行政の役割を理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ③ 学校における教育活動の様々な場面において、法的根拠を踏まえて判断し、行動しようとしている。〔意欲・態度、知識〕

(5) サービスの厳正

到達目標

教師のサービスの在り方について法令や事例等に基づいて基本的に理解し、法令を遵守する態度を身に付けている。

● 具体的な姿

- ① 全体の奉仕者としての自覚を踏まえ、「体罰」、「上司の職務命令及び法令等の遵守」、「わいせつ行為及びセクシャル・ハラスメント」、「会計事故」、「飲酒に関わるサービス事故」、「自家用車通勤及び交通事故」、「勤務管理」、「インターネットやパーソナルコンピュータの適正な利用」等のサービスの厳正及び「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」について理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 個人情報保護に関わる個人情報の収集・利用・管理について理解している。〔知識〕
- ③ 児童、保護者、地域の信頼に応えるため、教育公務員のサービスの厳正、サービス事故防止の重要性等について事例等から理解し、法令を遵守する態度を身に付けている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(6) 体罰の根絶

到達目標

体罰の現状や課題、体罰によらない指導の方法について理解するとともに、体罰が法令及び服務規定に反することを理解している。

● 具体的な姿

- ① 体罰が法令により禁止されている根拠と意義について理解している。〔知識、実践的指導力〕
- ② 東京都の体罰の現状や課題、体罰が児童・生徒に及ぼす影響等について理解している。
〔意欲・態度、知識〕
- ③ 体罰の定義や体罰関連行為及び体罰がサービス事故となることを理解するとともに、体罰の根絶が重要であることを理解している。〔知識、実践的指導力〕
- ④ 体罰発現のメカニズムについて理解し、体罰によらない指導及び根絶に必要な対策を理解している。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

領域2 「各教科等における実践的な指導力に関する領域」

(1) 学習指導要領

到達目標

学習指導要領の位置付けや基準性、各教科等の目標・内容等について理解している。

● 具体的な姿

- ① 学習指導要領の法令上の位置付けや教育課程を編成する際の基準性を理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 学習指導要領における目標と内容を、学年や各教科等の系統性や関連性を踏まえて理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ③ 教育課程の編成や指導計画の作成、学習指導案の作成等と関連させて、学習指導要領の各教科等の目標・内容等を理解している。〔意欲・態度、知識〕

(2) 教材研究・教材解釈と授業づくり

到達目標

各教科等の指導内容にかかわる教材研究・教材解釈の意義を理解し、指導方法等を工夫した授業づくりをすることができる。

● 具体的な姿

- ① 各教科等の内容にかかわる基礎的・基本的な知識を身に付けている。〔意欲・態度、知識〕
- ② 素材を「教材」とするために必要な条件、要素、手順等を理解して、教材研究・教材解釈の意義や方法を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 各教科等の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明らかにして、児童の実態に即した授業づくりの方法を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(3) 単元指導計画の作成及び改善

到達目標

単元指導計画を作成するために必要な要素を理解するとともに、その方法等を身に付け、模擬授業等の実践を通じて指導計画を見直し、改善することができる。

● 具体的な姿

- ① 単元指導計画を作成するために必要な指導目標や指導内容、評価規準、指導観及びそれらの関連性について理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ② 指導目標に沿って単元指導計画を作成し、各時間の授業の指導目標と評価規準、指導観に基づいた授業構成（導入、展開、まとめ）を計画する方法を理解し、実践しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 作成した単元指導計画を基に模擬授業等を実践し、授業を改善するための方法を理解し、実践しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(4) 指導方法・指導技術

到達目標

各教科等の特性に応じた指導方法・指導技術等を身に付け、模擬授業や教育実習等で実践することができる。

● 具体的な姿

- ① 各教科等の特性に応じた指導方法や指導技術等（発問の仕方、効果的な板書、分かりやすい説明等を含む。）を理解している。〔意欲、態度、知識、実践的指導力〕
- ② 模擬授業や教育実習で、教材（題材）・教具等を活用したり、ペープサートや紙芝居等を提示したりする等の指導技術等を理解し、実践しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ ICT 機器を活用した資料提示や資料作成の方法を理解し、授業で適切に利用するための指導技術を理解し、実践しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(5) 児童の学習状況の把握と評価

到達目標

児童の学習状況を的確に把握し、指導に生かす方法について理解し、模擬授業等で評価結果を生かした指導を実践することができる。

● 具体的な姿

- ① 学習指導における評価（診断的評価・形成的評価・観点別評価等）の意義を理解している。
〔意欲、態度、知識〕
- ② 学習指導における評価方法を基に、模擬授業等を通じて、学習指導中における評価を理解し、実践しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 模擬授業や授業観察（学生が相互に行う授業実践を含む。）において、児童の発言やつぶやきを記録し、適切な評価を行い、指導に生かそうとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(6) 授業力向上と授業改善

到達目標

授業力を構成する6要素や、授業力向上のためのPDCAサイクルを理解し、自己の授業を改善できる方法を身に付けている。

● 具体的な姿

- ① 授業力を構成する6要素「使命感、熱意、感性」「児童理解」「統率力」「指導技術（授業展開）」「教材解釈・教材開発」「『指導と評価の計画』の作成・改善」について、授業観察や授業分析等と関連させて理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ② 授業力向上のためのPDCAサイクルについて理解し、模擬授業や教育実習の授業研究等でその方法を実践しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業改善に生かそうとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(7) アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

到達目標

子供が「どのように学ぶか」に着目して、学びの質を上げていくためには、「学び」の本質として重要となる「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことが重要であることを理解している。

● 具体的な姿

- ① 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した「アクティブ・ラーニング」の視点から、授業改善の取組を活性化していくことが必要であることについて理解している。
〔意欲・態度、知識〕
- ② 学んだことを人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、必要な資質・能力を身に付けていくためには、知識の量や質と思考力等の両方が重要であることについて理解している。
〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 各教科等で習得した概念や考え方を活用した「見方・考え方」を働かせ、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」の実現が重要であることについて理解している。〔意欲・態度、知識〕

(8) ICTを活用した効果的な授業

到達目標

ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進が求められていることについて理解している。

● 具体的な姿

- ① 様々な情報に触れる中で、情報の入手方法や必要な情報を取捨選択する能力を育成することの必要性について理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 教育の質を高めるため、ICT機器を活用した効果的な指導方法・学習方法等や確かな学力を着実に育成するために有効なデジタル化された教材を活用することの必要性を理解している。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 小学校段階におけるプログラミング教育の重要性を理解するとともに、タブレット端末等を用いた授業づくりの方法を身に付けようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(9) 英語教育の充実

到達目標

「使える英語」を習得させる実践的教育の推進を育成することの必要性を理解するとともに、効果的な指導計画に基づく授業実践をすることができる。

● 具体的な姿

- ① グローバル化が急速に進展する現状や学習意欲、学校種間の接続などの課題を踏まえ、「使える英語」を習得させる実践的教育の推進の必要性を理解している。〔知識〕
- ② 小学校・中学校・高等学校を通じて一貫して育む領域別の目標を踏まえ、ネイティブスピーカーや英語が堪能な地域人材の活用を取り入れるなど効果的な指導計画の立案や授業実践を行うことができる。〔意欲・態度、実践的指導力〕

領域3 「教育課題への対応に関する領域」

(1) 全ての子どもが学び成長し続けられる教育の実現

① 子どもの学力向上

到達目標

学習指導要領の目標、内容、及び次期学習指導要領の変更点等を十分に理解するとともに、児童一人一人の学習における習熟の程度と課題を把握し、個に応じた指導方法や習熟度別指導等、指導法に応じた教材を開発し、授業で活用することができる。

● 具体的な姿

- ① 各教科等の指導内容に関わる基礎的・基本的な知識や小学校教育に関する課題や動向等について理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 日頃の授業を振り返るとともに国や都の学力調査等を活用し、児童一人一人の学習の状況を把握・分析し、具体的な教材を開発することができる。〔意欲・態度、知識実践的指導力〕
- ③ 「習熟度別指導ガイドライン」等を活用した効果的な指導方法・学習方法を理解するとともに、「東京ベーシックドリル」等の教材を積極的に活用し、各教科の基礎的・基本的な学力を定着させることができる。
〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

② 教育の機会均等の確保

到達目標

社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子どもたち一人一人に確実に育むことの大切さについて理解している。

● 具体的な姿

- ① 子どもたちが家庭の状況に左右されることなく学び続け、希望の進路を目指す学力を身に付けることができる環境づくり等のための国や東京都の貧困対策に関する施策について理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 子どもの家庭における成育環境が大きく変化している現状を把握するとともに、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー等が、保護者への支援など児童が置かれた環境へ働き掛ける仕組みについて理解している。
〔意欲・態度、知識〕
- ③ 学校だけでなく家庭・地域と相互に連携し、社会全体で子どもたちの教育を推進することが重要であることについて理解している。〔意欲・態度、知識〕

③ 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の指導

到達目標

グローバル化の進展に伴い増加する外国人児童・生徒に対して、必要な日本語指導の進め方や、配慮すべき日常の指導上の留意点等を理解することができる。

● 具体的な姿

- ① グローバル化の進展に伴い外国人児童・生徒が増加していることや、学校の環境に適応するための支援など、日本語指導が必要な外国人児童・生徒に関する現状や課題について理解している。【知識】
- ② 学校における在日外国人児童・生徒に対する日本語指導の進め方について、関係機関との連携の仕方や日常の指導において配慮すべき留意点等について理解している。
【意欲・態度、実践的指導力】

(2) 新しい価値を創造する力を育む教育の推進

① 持続可能な社会の担い手を育成する教育の推進

到達目標

持続可能な社会の担い手を育成する教育の推進（持続可能な開発のための教育〈ESD〉）のために、自然環境等の諸課題について理解を深め、具体的に行動する態度・能力を育成する方法の基礎的・基本的な事項について理解している。

● 具体的な姿

- ① 持続可能な社会づくりを目指す態度の育成や、科学技術立国日本を支える科学的探究力、情報活用能力の育成の基本を理解している。【知識、実践的指導力】
- ② 持続可能な社会づくりを目指し、自然環境等の諸課題について理解を深め、具体的に行動する態度・能力を育成する方法を身に付けようとしている。【意欲・態度、知識、実践的指導力】
- ③ 持続可能な社会づくりに向けた教育において、社会全体で取り組む体制づくりを推進しようとしている。【意欲・態度、知識】

(3) 世界で活躍できる人材の育成

① グローバル人材の育成

到達目標

世界で活躍できる人材を育成する必要性を理解するとともに、効果的な指導計画に基づく授業実践をすることができる。

● 具体的な姿

- ① 経済・産業・文化などあらゆる分野で国際化が進展している現状や、多様な人々との共存や国際協力等の重要性を踏まえて、世界で活躍できる人材を育成する必要性を理解している。
〔知識〕
- ② 豊かな国際感覚の醸成や日本人としての自覚と誇りを涵養するための効果的な指導計画の立案や授業実践を行うことができる。〔意欲・態度、実践的指導力〕

(4) 社会的自立に必要な力を育む教育の推進

① 人権教育の充実

到達目標

児童の発達段階に応じた人権教育を実践できるように、日頃から人権感覚を磨くとともに、様々な人権課題についての理解と認識を深めている。

● 具体的な姿

- ① 「人権教育・啓発に関する基本計画」「東京都人権施策推進指針」等から、人権課題や人権教育の目標について理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 教育者として、児童一人一人を大切にしたい指導を実践するために、児童との日頃の関わり方や言葉遣い、教室環境等あらゆる観点から常に人権感覚を見直すことができる。
〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 日々の授業や学級経営において、児童一人一人の個性や魅力を生かし、学級の一員としての存在感を味わわせることができる指導力を身に付けている。
〔知識、実践的指導力〕

② 道徳教育の充実

到達目標

「特別の教科 道徳」の目標や内容について十分に理解するとともに、学校教育全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることの重要性を理解することができる。

● 具体的な姿

- ① 学習指導要領や国・都の関係文書等を基に、「特別の教科 道徳」が創設された背景に関わる基礎的・基本的事項について理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 児童が自己の生き方の指針を自らの意思でもつことができる力を育成する「考え、議論する」道徳を実践するための基礎的・基本的な知識や指導方法を身に付けることができる。〔知識、実践的指導力〕
- ③ 道徳の時間を要に学校教育全体で児童の道徳心を育むとともに、家庭や地域・社会との連携を図りながら、児童の自尊感情や自己肯定感を高めていくことの重要性を理解している。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

③ キャリア教育の充実

到達目標

児童一人一人のよさや可能性を伸ばすキャリア教育について、その意義を理解するとともに、実践的な指導方法を身に付けている。

● 具体的な姿

- ① 児童一人一人が将来の夢や希望を大切にできるよう、教師として児童と共に将来を語り合い、前向きに生きることの大切さを伝え、児童が自らの意志と責任でよりよい進路選択ができる力を育むことの重要性を理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 各教科等相互の関連性や系統性に留意し、望ましい勤労観・職業観を育成するために、全教育活動において、計画的な指導を行っていくことの重要性を理解している。〔知識〕
- ③ 道徳の時間や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出させたりする等の具体的な指導方法を身に付けている。〔知識、実践的指導力〕

④ 防災教育の充実

到達目標

学校、家庭、地域が一体となった防災教育の目的や進め方等を理解するとともに、効果的な指導計画に基づく授業実践をすることができる。

● 具体的な姿

- ① 学校、家庭、地域が一体となった防災教育を通して、防災に関する思考力、判断力や行動力を高め、どのような状況にあっても、災害等の発生時に自らの身を守り他者の安全に貢献できる力を育くむことを理解している。【知識】
- ② 防災教育で身に付ける力、必ず指導する基本的事項等を踏まえた指導計画の立案や授業実践を行うことができる。〔意欲・態度、実践的指導力〕

⑤ 児童の体力向上

到達目標

教師自らが基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持していくための能力や態度を身に付けるとともに、学校教育だけでなく社会全体で、児童の基礎体力を高めていくことの重要性を理解している。

● 具体的な姿

- ① 教師自らが、基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持していくための能力や態度を身に付けている。〔意欲・態度、知識〕
- ② 体育の授業だけでなく、学校生活全体を通して身体的活動量を増加させて、児童の基礎体力を十分に高めていくことができる指導力を身に付けている。
〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 「アクティブプラン to 2020」—総合的な子供の基礎体力向上方策（第三次推進計画）—に基づき、学校体育の充実、生活習慣・運動習慣の改善、競技力の向上、体力向上のための体制づくりを保護者や地域社会と連携して行うことの重要性を理解している。
〔意欲・態度、知識〕

(5) 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実

① いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態の対処

到達目標

いじめ問題に関する法令やいじめの動向を理解するとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、重大事態への対処等、具体的な方策について理解をしている。

● 具体的な姿

- ① いじめに関する法令や基本方針、いじめの動向について理解している。

[知識]

- ② いじめの定義やいじめの態様について理解し、適切な指導方法を身に付けている。

[意欲・態度、知識・実践的指導力]

- ③ いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処に関する校内体制の構築や組織的対応、地域・諸機関との連携等について理解している。

[知識・実践的指導力]

② 自殺防止

到達目標

児童・生徒の自殺の現状や背景等を理解するとともに、児童・生徒の自殺を防止する基本的な方策について理解している。

● 具体的な姿

- ① 児童・生徒の自殺の現状や背景について理解している。

[知識]

- ② 児童・生徒の自殺を防止するための、児童・生徒の実態把握の方法や校内及び諸機関との連携について理解している。

[意欲・態度、知識、実践的指導力]

③ 不登校対策

到達目標

不登校の現状、背景等を理解するとともに、不登校児童・生徒への基本的な対応方法について理解している。

● 具体的な姿

- ① 不登校の現状、背景、不登校児童・生徒の状況について理解している。

[知識]

- ② 不登校児童・生徒及び保護者等への支援対策等、対応方法等について理解し身に付けている。

[意欲・態度、知識、実践的指導力]

- ③ 校内及び関係機関と連携を図るなどの組織的に不登校の児童に対応する方法について理解している。

[知識、実践的指導力]

(6) 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現

① 特別支援教育の充実

到達目標

特別支援教育の充実を図るために、施策の理解と基礎的・基本的な知識の習得や特別な支援を要する児童への具体的な指導方法を身に付けるとともに、関係諸機関との連携について理解している。

● 具体的な姿

- ① LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している。[意欲・態度、知識]
- ② 通常の学級に在籍する、特別な支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。[意欲・態度、知識、実践的指導力]
- ③ 特別支援教育を推進するための学校の組織的体制や、関係諸機関との連携の在り方について理解している。[意欲・態度、知識]

(7) オリンピック・パラリンピック教育の推進

① オリンピック・パラリンピック教育の充実

到達目標

オリンピック・パラリンピック教育の目的や進め方等を理解するとともに、効果的な指導計画に基づく授業実践をすることができる。

● 具体的な姿

- ① 知・得・体の調和の取れた人間の育成、全人教育に基づいたオリンピック・パラリンピック教育の目的について理解している。〔知識〕
- ② オリンピック・パラリンピック教育の進め方、基本的な枠組み、重点的に育成すべき5つの資質等を踏まえた指導計画の立案や授業実践を行うことができる。〔意欲・態度、実践的指導力〕

(8) 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

① 学校組織とチームとしての学校

到達目標

教師は学校組織の一員であることを理解するとともに、多様な専門性をもつ人材等と連携・分担してチームとして職務を担えるよう、役割に応じて活躍することができる。

● 具体的な姿

- ① 学校における教職員の職層と職責・職務内容や、学校と教育委員会との関係等を関係法令等に基づいて理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ② 学校組織の一員として必要な報告・連絡・相談の重要性を理解するとともに、校務の内容を校務分掌組織等と関連させて具体的に理解している。〔意欲・態度、知識〕
- ③ 多様な専門性をもつ人材等と連携・分担してチームとして職務を担えるように、中心的役割を担うためのスキルアップを図り、役割に応じて活躍しようとしている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

② 食物アレルギー疾患のある児童への対応

到達目標

食物アレルギーの発生の仕組みや原因及び予防に関する対応について理解するとともに、発生時に必要な緊急対応について理解している。

● 具体的な姿

- ① 食物アレルギーが発生する仕組みや原因について理解し、アレルギー疾患に適切に対応することが重要であることを理解している。

[意欲・態度、知識]

- ② アレルギー疾患への対応として日常の校内及び保護者との連携について理解し、対応する力を身に付けている。

[意欲・態度、知識、実践的指導力]

- ③ アレルギー疾患の予防に必要なことを理解するとともに、アレルギー症状発生時に必要な緊急対応の方法について理解している。

[知識、実践的指導力]

領域4 「学級経営に関する領域」

(1) 学級経営の意義と学級づくり

到達目標

学級経営の意義や、学級集団づくりにおける学級経営計画案の意義や重要性、作成方法等を理解している。

● 具体的な姿

- ① 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成長を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ② 学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的な方法を理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ③ 学級経営計画案の意義及び学年・学校経営との関連性を理解し、学級経営案の作成方法を理解している。〔意欲、態度、知識〕

(2) 集団の把握と生活指導

到達目標

一人一人の人格を尊重するとともに、個性の伸長を図る等の生活指導の意義を理解し、集団の状況を的確に把握した上で生活指導を行うことができる。

● 具体的な姿

- ① 生活指導の意義を理解し、指導の前提となる児童一人一人の発達の段階に応じた、集団指導及び個別指導の在り方を理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ② 学級集団を把握し、一人一人の児童と適切に対応するための基本的なコミュニケーションスキルを身に付けている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 状況に応じた的確な判断を行い、教師として毅然とした態度をとることが必要な場面やその適切な褒め方や叱り方等を行うことができる。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(3) 児童理解と教育相談

到達目標

教育相談の意義を理解し、基本的な教育相談の技法を学び、児童理解に生かすことができる。

● 具体的な姿

- ① 学校における教育相談の進め方や、教育相談機能を活用した指導の在り方、関係諸機関との連携の在り方を理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ② カウンセリングマインドや教育相談の基本的な技法を身に付けている。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕
- ③ 教育相談や構成的グループエンカウンター等の手法を理解し、児童理解や学級の課題解決の具体的な場面において活用する方法を実践することができる。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

(4) 保護者・地域との連携

到達目標

学校と保護者・地域住民等との関係について理解を深め、意見や要望等を適切に受け止め対応することの重要性を理解している。

● 具体的な姿

- ① 保護者や地域住民等との連携・協力のために学校が組織として対応する必要があることを理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ② 学習指導や学級経営、教育相談等に関わる保護者との連携の在り方について、具体的な事例を通して理解している。〔意欲、態度、知識〕
- ③ 保護者や地域住民等と対面する様々な場面（学校行事、保護者会、家庭訪問、個人面談、問題発生時等）を想定し、ロールプレイなどの演習を通じて、学級担任として適切に対応する方法を実践することができる。〔意欲・態度、知識、実践的指導力〕

小学校教諭教職課程カリキュラム改定 新旧対照表(案) 平成29年2月17日

| 平成22年10月策定 | 改定案(平成29年) | 備考 |
|--|-----------------------------------|--|
| I 東京都教育委員会が求める教師として最小限必要な資質・能力(到達目標と求められる姿) | | 主な変更点等 |
| 領域①「教師の在り方に関する領域」 | 領域1「教師の在り方に関する領域」 | |
| (1) 教師の仕事に対する使命感と豊かな人間性 | (1) 教育に対する使命感と豊かな人間性 | ☆「(5) 服務の厳正」を単独項目として設定。 |
| (2) 教師として必要な教養 | (2) 教師として必要な教養 | |
| (3) コミュニケーション能力と対人関係力 | (3) コミュニケーション能力と対人関係力 | ☆服務事故未然防止の意識を高め、服務の厳正を徹底する。 |
| (4) 学校教育に関する法令等と学校教育の役割 | (4) 学校教育に関する法令等と学校教育の役割 | ☆教員養成段階から教育委員会の施策、指導主事の職務等について理解し、自らのキャリア形成について考えられるようにする。 |
| (5) 学校組織及び服務の厳正 | (5) 服務の厳正 | |
| | (6) 体罰の根絶 | |
| 領域②「各教科等における実践的な指導力に関する領域」 | 領域2「各教科等における実践的な指導力に関する領域」 | |
| (1) 学習指導要領 | (1) 学習指導要領 | |
| (2) 教材研究・教材解釈と授業づくり | (2) 教材研究・教材解釈と授業づくり | ☆「特別支援教育」、「キャリア教育」は、領域3「教育課題への対応に関する領域」に変更。 |
| (3) 単元指導計画の作成及び改善 | (3) 単元指導計画の作成及び改善 | |
| (4) 指導方法・指導技術 | (4) 指導方法・指導技術 | |
| (5) 児童の学習状況の把握と評価 | (5) 児童の学習状況の把握と評価 | ☆学習指導要領改訂の方向性を踏まえたALの視点からの授業改善、ICTを活用した効果的な授業、英語教育の充実を扱う。 |
| (6) 授業力向上と授業改善 | (6) 授業力向上と授業改善 | |
| | (7) アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 | |
| | (8) ICTを活用した効果的な授業 | |
| | (9) 英語教育の充実 | |
| | 領域3「教育課題への対応に関する領域」 | |
| | (1) 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現 | |
| | ①児童の学力向上 | |
| | ②教育の機会均等の確保 | |
| | ③日本語指導が必要な外国人児童・生徒の指導 | |
| | (2) 新しい価値を創造する力を育む教育の推進 | |
| | ①持続可能な社会の担い手を育成する教育の推進 | |
| | (3) 世界で活躍できる人材の育成 | |
| | ①グローバル人材の育成 | |
| | (4) 社会的自立に必要な力を育む教育の推進 | ☆「教育課題への対応」を新規に領域設定。 |
| | ①人権教育の充実 | |
| | ②道徳教育の充実 | ☆変化の激しい時代を生き抜く子供たちを育成する視点から、新たな教育課題に対応し、適切に問題解決ができるようにする。 |
| (8) キャリア教育 | ③キャリア教育の充実 | |
| | ④防災教育の充実 | |
| | ⑤児童の体力向上 | ☆領域1から、(8)①学校組織とチームとしての学校は、領域1から変更 |
| | (5) 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実 | |
| | ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処 | |
| | ②自殺防止 | |
| | ③不登校対策 | |
| | (6) 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現 | |
| (7) 特別支援教育 | ①特別支援教育の充実 | |
| | (7) オリンピック・パラリンピック教育の推進 | |
| | ①オリンピック・パラリンピック教育の充実 | |
| | (8) 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化 | |
| | ①学校組織とチームとしての学校 | |
| | ②食物アレルギー疾患のある児童への対応 | |
| 領域③「学級経営に関する領域」 | 領域4「学級経営に関する領域」 | |
| (1) 学級経営の意義と学級づくり | (1) 学級経営の意義と学級づくり | |
| (2) 集団の把握と生活指導 | (2) 集団の把握と生活指導 | |
| (3) 児童理解と教育相談 | (3) 児童理解と教育相談 | |
| (4) 保護者・地域との連携 | (4) 保護者・地域との連携 | 項目変更無し |
| II 教育実習 | | |
| II-1 教育実習事前指導の内容 | II-1 教育実習事前指導の内容 | |
| II-2 教育実習中の指導の内容 | II-2 教育実習中の指導の内容 | |
| II-3 教育実習成績評価票(例) | II-3 教育実習成績評価票(例) | 項目変更無し |
| II-4 教育実習評価票(例) | II-4 教育実習評価票(例) | |
| III 教職実践演習チェックシート | | 項目変更無し |
| IV カリキュラム編成モデルの例示 | | |
| (1) 教育職員免許法上の科目と本カリキュラムの内容との関連 | (1) 教育職員免許法上の科目と本カリキュラムの内容との関連 | |
| (2) カリキュラム編成モデル(カリキュラムマップ) | (2) カリキュラム編成モデル(カリキュラムマップ) | 項目変更無し |

平成 28 年度

第 1 回 東京都教員育成協議会 座席表

平成 29 年 2 月 17 日 (金)
第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

